

就学援助制度のご案内

富士河口湖町立小・中学校に通う児童生徒がいる方で、経済的に困りの保護者に対して、学校で必要となる諸経費を援助する制度です。

■ 援助の対象となる方

1. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方
2. 世帯全体の前年所得の合計額が概ね下表の金額より少ない方（町民税が非課税）
3. 町民税が減免されている方
4. 固定資産税が減免されている方
5. 国民年金の保険料が免除されている方
6. 国民健康保険の税を減免され、又は徴収を猶予されている方
7. 失業等で家計が急変した方
8. 母子または父子のみでお住まいで、児童扶養手当を全額受給されている方

世帯の人数	基準となる年間所得 給与所得控除後の金額
2人	728,000円
3人	1,008,000円
4人	1,288,000円
5人	1,568,000円
6人	1,848,000円

○表の金額は、便宜上基礎控除以外の所得の控除及び調整控除により異なりますので、目安としてください。

○二世帯住宅等で同居者と生計が別の場合は、それを証明する書類が必要となります。

■ 申請方法

就学援助を受けようとする方は、毎年度、就学援助申請書と前年中の収入を証明するものを添付して、児童又は生徒が在籍する学校へ申し込んでください。

■ 受給者の認定

申請があったものは、審査をしたうえで、受給を認定された方には就学援助認定通知を、受給を認定されなかった方には就学援助認定却下通知を学校経由して保護者に通知します。

■ 支給方法

就学援助金は、毎年度7月末・9月末・12月末・3月末の4回に分けて、受給者の指定口座に入金します。

■ 申請書

別添

区分		開始日	
生活保護法による保護を受けている者		生活保護適用開始日(前年度から継続している場合は4月1日)	
上記以外の者	4月までに申請した者	4月1日現在在籍している者	4月1日
		4月2日以降転入学した者	転入学の日の翌月
	5月1日から翌年3月31日までに申請した者	4月1日現在在籍している者	当該申請をした日の翌月
		転入学した月内に申請した者	申請した日の翌月
		転入学の翌月以降に申請した者	申請した日の翌月

費目	小学校		中学校		摘要
	学年	金額(年額)	学年	金額(年額)	
新入学児童学用品費	1学年	20,470円	1学年	23,550円	5月1日以降の申請では支給しない 左記の金額は年額であり、認定月により月割支給となる。
学用品費	1学年	11,420円	1学年	22,320円	
	2～6学年	13,650円	2～3学年	24,550円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	全学年	1,570円	全学年	2,270円	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	5・6学年	3,620円	1・2学年	6,100円	
給食費	全学年	実費	全学年	実費	
修学旅行費	6学年	実費	3学年	実費	

申請から受給までの流れ

